する新しい目線での「雇用」を考えてみましょう



『人手が足りない』ということを実感するケースが 増えていませんか?雇用の確保が深刻化する中、そ れを乗切る一つの手段として外国人の方を雇うケ ースが増えてきているようです。但し、外国人材の 雇用にあたっては、在留資格や就労ビザ等の面で、 きちんとした手続きを踏んでいないと、雇用した事 業主が処罰される場合があり注意が必要です。今回 のセミナーは外国人材の雇用に詳しい専門家から、 押さえておくべきポイントや注意点を解説してい ただきます。ぜひ今後の参考にして下さい。

 $1/19_{(*)}$ 16:00~17:00

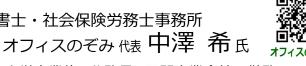
サンドイッチハウス

(八王子市台町4-48-13) JR西八王子駅南口 徒歩0分(駅前)

- 外国人が日本で働くということ
- ■アルバイトで 採用したいときのポイン
- ■正社員で 採用したいときのポイン



行政書士・社会保険労務士事務所



大学卒業後、公務員、民間事業会社に勤務。2023年に八王子に 行政書士・社会保険労務士事務所オフィスのぞみを開業。外国 人材を雇用したい会社のための導入支援、就労のための在留資 格手続きを得意としている。申請取次行政書士の資格も有する。

先着 **25** 名



## ◐ お申し込みはこちら

# 「高尾地区企画事業(11/19)」 参加申込書

(FAXでお申込の場合:下記にご記入のうえ、この用紙のまま切らずにお送りください) FAX:050-3737-2192

経営戦略セミナー	会社名			申込人数
(外国人材の活用)	所在地		<b>~</b>	名
TEL		FAX		1

- ■電話(625-4875)やメール(hojinkai@hojinkai.or.jp)での申込も可です。必要事項をお知らせ下さい。
- ■パソコンやスマートフォンからもお申込可です。ココをクリック ⇒ https://www.hojinkai.or.jp/seminar-registration
- ■スマートフォンの場合、右側にあるQRコードからのお申込が便利です。

※本申込書にご記入いただいた個人情報等につきましては、今回の事業開催に係わる申込者の確認・名簿の作成・運営に 関する連絡及び報告、各種セミナー等開催連絡の目的にのみ使用いたします。





公益社団法人